

私立幼稚園等緊急環境整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育の質の向上のため教育環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制整備を図るため、私立幼稚園等の設置者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領に基づき行う別表に定める事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、前条における当該事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄付金その他の収入の額を控除した額と、別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、別表に定める補助率を乗じて得た額を交付する。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、私立幼稚園等緊急環境整備費補助金交付申請書（第1号様式）により知事が別に定める期日までに行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助事業の遂行)

第5条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則及びこの要綱の定めるところに従い、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、これを当該補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。
- (5) 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業者が（1）から（8）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更の承認)

第7条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、私立幼稚園等緊急環境整備費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後に補助対象額の変更により、変更交付申請を行う場合

には、私立幼稚園等緊急環境整備費補助金変更交付申請書（第3号様式）により、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、私立幼稚園等緊急環境整備費補助金実績報告書（第4号様式）に関係書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日、又は知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第5号様式）により、速やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（暴力団排除）

第11条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- （3）法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- （4）法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項

各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(利益等の排除)

第12条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次の(1)～(3)のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

- (1) 補助事業者自身による調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

- (2) 学校法人の出資割合が2分の1以上の会社からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

- (3) 補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（(2)を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(実施細目)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項は別に定める。

(届出事項)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
(2) その他知事が必要と認めたとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月16日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日を限りにその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月23日から施行し、この要綱による改正後の私立幼稚園緊急環境整備費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日より適用する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日を限りにその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月15日から施行し、この要綱による改正後の私立幼稚園等緊急環境整備費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月9日より適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月16日から施行し、令和2年2月27日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月24日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月24日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月28日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

事業内容	事業者	補助基準額	補助率	補助対象経費
遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備	学校法人及び社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）	1,800千円/1施設当たり	幼保連携型認定こども園及び幼稚園 1／2以内 上記以外の幼稚園 1／3以内	遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品及び大規模な工事を伴う設備整備を除く）

- 1 この要綱は、令和7年1月10日から施行し、令和6年12月18日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に、改正前の要綱に基づき交付決定された補助金については、なお、従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に、改正前の要綱に基づき交付決定された補助金については、なお、従前の例による。